



全社協・地域福祉部 News File No.27

令和2年5月25日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

全社協からのお知らせ

- 全社協政策委員会「第2次補正予算策定に向けた緊急要望」(令和2年5月18日)
- 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページ事例の募集

新型コロナウイルス関連

- 参議院厚生労働委員会「生活支援の最前線で働いている社協職員等に労いの言葉」(令和2年5月14日)

制度・施策等の動向

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」の衆議院厚生労働委員会で可決、9項目の附帯決議(令和2年5月22日)
- 厚生労働省「成年後見制度利用促進ニュースレター第23号(令和2年5月18日発行)」

情報提供・ご案内

- 中央共同募基金会「フードバンク活動等応援助成」公募のご案内(締切:5月31日)
- 公益財団法人さわやか福祉財団「地域助け合い基金」のご案内
- 月刊福祉(2020年6月号 特集:ボランティアの潮流)のご案内

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全社協からのお知らせ

全社協政策委員会「第2次補正予算策定に向けた緊急要望」(令和2年5月18日)

令和2年5月18日、全社協政策委員会は、令和2年度第2補正予算に向けて新型コロナウイルス感染症への更なる対応が図られるよう、加藤 勝信 厚生労働大臣へ「第2次補正予算策定に向けた緊急要望」を提出しました。

社協関連では、全社協地域福祉推進委員会正副委員長会議での検討内容等を踏まえ、①相談支援体制の拡充、②福祉活動指導員および福祉活動専門員を増員するための財政措置、③緊急小口資金特例貸付の貸付原資および事務費を積み増し、④緊急小口資金特例貸付への支援強化、⑤風評被害への対応を要望しています。

全社協政策委員会「第2次補正予算策定に向けた緊急要望」(令和2年5月18日)

1. 生活困窮者の激増に対応するために相談支援体制等の拡充を図ってください

(1) 大幅な人員増を含め相談支援体制の拡充を図ってください

新型コロナウイルス禍により、生活困窮者自立支援制度による相談支援機関の窓口に相談者が殺到しています。わずか1か月で年間の新規相談者数の倍に迫る窓口もあり、大幅な人員増を含め、相談支援体制の拡充を図ってください。

(2) 全国の社会福祉協議会の福祉活動指導員および福祉活動専門員を増員するための財政措置を図ってください

新型コロナウイルス感染症に不安を抱きながらも地域で生活していくためには、新型コロナウイルス禍により分断された地域福祉活動を再編し、新しいかたちで地域福祉活動を展開していくことが不可欠です。地域住民、ボランティアやNPO等が行う民間の福祉活動を企画・調整し、実践を推進する全国の社会福祉協議会の福祉活動指導員および福祉活動専門員を大幅に増員する必要があり、そのために特別に地方交付税交付金の増額を図ってください。

2. 緊急小口資金特例貸付への支援強化を図ってください

(1) 緊急小口資金特例貸付の貸付原資および事務費を積み増してください

生活福祉資金貸付制度による緊急小口資金特例貸付は、わずか2か月間に20万件に迫っており、貸付申請額が開始当初に交付された原資を上回っている都道府県社協も少なくありません。令和2年度補正予算案に計上された359億円を各都道府県社協に早急に配分するとともに、さらなる貸付原資および事務費の拡充を図ってください。

(2) 特例貸付の償還免除の取り扱い条件等を早急に示してください

特例貸付の償還免除は、実施通知では、制度の本則に加え、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」を対象とされていますが、今回の貸付が従前のものと異なる現状に鑑み、その対象を幅広く、適切かつ簡便・迅速な方法とし、その取り扱い条件を早急に示してください。

さらに、所在不明者や未償還者等を含め、償還困難な債権の滞留が長期化することも懸念されます。借受人の自立支援のためにも早期に償還免除を行う環境づくりが必要です。今回の特例貸付の償還免除にあたっては、欠損補填積立金の取り崩しを不要にすることも含め、従来の制度にとらわれることなく、特例としての対応を図ってください。

3. 社会福祉施設・事業所等の職員に対する特別手当等の報酬加算等の創設および措置費の加算措置を図ってください

福祉現場は、利用者と密接なかかわりのもとで支援を行っており、社会福祉施設・事業所の職員は社会を支える基幹(エッセンシャルワーカー)として、日々、感染リスクへの不安を抱えながら、支援活動を続けています。一部感染者受け入れ施設等に対する助成制度もありますが、感染の不安のなかで、福祉サービスを提供し続けているすべての社会福祉施設・事業所等の職員に対し、特別手当等の報酬加算の創設および措置費の加算措置を図ってください。

4. 実勢価格による衛生用品の購入にかかる財政措置を講じてください

社会福祉施設・事業所が感染予防に必要とするマスク、消毒薬等エタノール等の衛生用品の確保については、令和2年度補正予算に計上され、各自治体において対応が図られています。しかしながら、不足しているこれら

衛生用品の確保にあたっては、今般の措置では入手に時間を要し、日々、社会福祉施設・事業所および各種相談窓口（地域包括支援センター、緊急小口資金貸付窓口等）で必要とする衛生用品の不足を解消できません。地域によって、市中で不定期ながらもマスク等、衛生用品が販売される機会があっても、価格が高騰しており、必要量の確保が困難となっています。そこで、社会福祉施設・事業所等が臨機に依りて購入することができるよう、実勢価格に対応する財政補助をお願いいたします。

5. 福祉サービスを継続するために必要な施設整備および設備整備にかかる財政措置を講じてください

新型コロナウイルス感染症への有効な治療方法が確立されるまでには、今後もかなりの時間を要すると考えられます。こうした状況のもとで福祉サービスの継続や一時保護を図るためには、個室の整備等とともに空気清浄機やオゾン発生器など機器を導入することが必要であることから、早急に施設整備および設備・機器を購入するための財政措置を講じてください。

また、地域包括支援センター等のケア会議等も、集合して開催することが難しいなか、今後はweb会議の活用が想定されます。同時に、相談支援の現場においてもweb相談を開催することも想定されます。こうした相談支援の体制の拡充を図るためのIT機器等、必要な設備導入にかかる財政措置を講じてください。

6. 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに問題が生じる社会福祉施設・事業所に対する財政支援措置を講じてください

(1) 事業継続にかかる緊急の財政支援策

自治体からの要請や地域の感染状況等により休業等を余儀なくされ、大幅に利用者が減少し、事業継続が難しくなっている社会福祉施設・事業所が生じています。各社会福祉施設・事業所が専門職員の雇用を継続し、事業継続を可能とするために、従前収入を補償する緊急の財政支援策を講じてください。

なお、高齢者施設、障害児・者施設、措置施設等の社会福祉施設や訪問・通所の高齢・障害児者の事業所も持続化給付金の対象事業になっていますが、福祉事業においては人件費が大部分を占めることから、とくに通所・訪問事業においては「従前の50%以下」という条件では、対象がきわめて限定されます。こうした通所・訪問事業を行っている社会福祉施設・事業所が今後も事業が継続できるよう、要件緩和を図ってください。

(2) 居宅等でのサービス提供にかかる報酬算定ルールの周知と標準化

自治体からの要請による休業を行った場合には、利用者の居宅等での一定のサービス提供により報酬の対象とすることが可能とされています。しかし、算定に必要な自治体への報告等の方法・様式が自治体ごとに異なり、福祉現場に事務負担の増加と混乱が生じています。迅速な報酬算定を可能とするよう、申請方法・様式の標準化とその徹底を図ってください。また、標準化するにあたっては、事前のサービス計画等の変更が困難であることなどから、利用者の同意を前提として、サービス提供実績の報告のみを求めるなど、簡便な方法となるようご配慮ください。

7. 関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるよう徹底していただきたい

利用者や職員に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる事案が発生した場合には、当該施設関係者全員が優先的にPCR検査を実施し、その費用を公費で負担するとともに、医療機関や保健所との連携のもと、適切な医療支援が図られる体制を確保してください。

8. 新型コロナウイルス感染症発生時の対応として、医療機関と自治体のバックアップ体制の確立を明確にしていきたい

感染症が発生した場合に、当該施設・事業所等が連携する医療機関をあらかじめ検討しておくこととされていますが、社会福祉施設・事業所だけで検討することは現実的には困難です。感染症が発生した場合の対応方針について、あらかじめ自治体の積極的な支援により、当該施設・事業所への医療機関および自治体のバックアップ体制を確立できるよう、支援してください。

また、感染予防対策には医療的ケアが不可欠であります。利用者ならびに福祉サービス従事者の安全・安心を守るため、看護師等の増員・常勤配置を図る財政支援措置を講じてください。

9. 風評被害への対応を図っていただきたい

社会福祉施設・事業所職員は日々、感染リスクに怯えながらも、施設利用者や地域の福祉を必要とする人びとに対し、志をもって福祉サービスの提供を継続しています。こうした社会福祉施設・事業所や従事者の取り組みが社会を支える一翼を担っていることについて積極的に広報し、風評被害の防止に注力してください。

全社協 政策委員会 第2次補正予算策定に向けた緊急要望

<http://zseisaku.net/wp-content/uploads/7e030eb62a72d3767e166defacb3dec9.pdf>

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページ事例の募集

全社協では、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページに掲載する事例を以下のとおり募集します。

各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動等をぜひご応募ください。

【掲載したい事例】

新型コロナウイルス感染拡大により、人と人の接触が制約される状況のなかでも、何らかの形で“つながり”を作ろうとする活動

- ・ 普段からつながっていた人とのつながりを切らないための活動
- ・ コロナの影響による失業や休業、休校などで、生活が困窮したりつながりからこぼれてしまい、支援を必要としている人と新たにつながるための活動
- ・ 日常の範囲の、ほんの小さなことでも、「つながりを大事にしたい」という思いを持った活動 等

【事例紹介の柱】

- ① タイトル
- ② 団体名
- ③ 活動の内容

(記載内容例)

- ・ 活動を始めたきっかけや思い、活動のねらい
- ・ 活動の内容、参加者・対象者、場所(対象エリア)、時期・時間、周知方法、連携している団体
- ・ 活動の際、感染防止のためにやっていること、工夫

- ④ 活動の効果

(記載内容例)

- ・ やってみて「よかったこと」、「難しかったこと」
- ・ 関わった人からの反応
- ・ 課題やこれからの予定
- ・ “つながり”の活動をしている(しようとしている)人へのメッセージ

- ⑤ 活動の様子がわかる写真、活動団体等のリンク先

※ 写真除いて500~600字程度

※ 上記項目を網羅しなくても(書ける部分のみで)よい。

【応募方法】

- 上記「事例紹介の柱」を参考に word データで作成し、活動の様子がわかる写真の画像データとともにメール添付にて提出してください。

提出先メールアドレス z-chiiki@shakyo.or.jp

- メールのはじめの件名は「全国アクション事例応募(〇〇社協)」としてください。

【応募締切】

第一次締切:令和2年6月1日(月)

※ 随時、応募を受け付けますが、ホームページ等への掲載の関係上、第一次締切を設けます。

【留意事項】

- ホームページには、活動内容や活動地域等を考慮して掲載しますので、応募いただいた事例がすべて掲載されない場合や掲載のタイミングが前後すること等がありますので、あらかじめご容赦ください。
- ホームページ掲載以外にも本 News File 等で随時、紹介していきます。



新型コロナウイルス関連

参議院厚生労働委員会「生活支援の最前線で働いている社協職員等に労いの言葉」（令和2年5月14日）

令和2年5月14日、参議院厚生労働委員会にて、新型コロナウイルス感染症の影響下における生活困窮者等支援策に関する質疑が行われる中で、厚生労働大臣に対して、生活支援の最前線で働いている社協職員等に労いの言葉をお願いする場面がありました。

参議院厚生労働委員会（令和2年5月14日）での新型コロナウイルス感染症の影響下における生活困窮者等支援策に関する質疑

※ 全社協地域福祉部で発言要旨を整理

（山本 香苗 議員）

○ …住まいのみならず、仕事や生活をはじめ、さまざまな課題を抱えている方々が増えている。しかし残念ながら、今、自立相談支援機関を担っている多くの社会福祉協議会は、住居確保給付金や緊急小口資金の対応に追われており、本来の「孤立」であったり、ホームレスであったり、引きこもりといった対応が十分できていない。マンパワーが足りなくて、やりたくてもやれない。ものすごいジレンマを抱えている。その他の民間の自立支援相談支援機関においても相談が急増しており、相談体制の強化は急務である。先月（4月）、新型コロナウイルス対応のための自立相談支援機関の体制強化については、一定の要件をクリアし、個別協議すれば、10/10補助することを地方公共団体に通知しているが、要件を付けることなく全額国費で速やかに体制の強化を図っていただきたい。

（稲津 久 厚生労働副大臣）

○ 今、ご指摘のとおり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の業務内容は、新型コロナウイルス感染拡大の中で、仕事量も増えており、ますます重要な位置づけになっている。自立相談支援機関について、4月20日から住居確保給付金の対象範囲を拡大するに際して、相談件数が増えていることから、各自治体に体制強化のお願いをしている。その際には、より丁寧な支援を必要とする方の自宅等を伺ったり、寄り添った支援を進めたりするために、令和2年度予算で全額国費で措置したアウトリーチ支援を活用して体制強化を進めることを特例的に個別協議により認める旨をお知らせしたところである。すべて10/10でという指摘もあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、相談件数が増加している中で、更なる自立相談支援機関の体制強化は必要だと思っている。どのようなことができるか、そのための具体的な措置について議員の指摘も踏まえて、現場の意見も伺いながら早急に検討してまいりたい。

（山本 香苗 議員）

○ ここがこれから一番大事になってくると思う。ぜひよろしくお願ひしたい。**社協をはじめ生活困窮者支援に携わっている方々は、生活支援の最前線で感染のリスクにおびえながらも日々、一生懸命頑張ってくれている。ゴールデンウィーク中も自主的に出てきて一生懸命対応してくださったとも伺っている。こうした方々がモチベーションを上げながら、日々ものすごい相談を受けておられる。私も日々夜にお話を伺うが、こちらの方が気持ちが折れそうになるくらい重い相談をたくさん受けている。こうした方々が現場で当たり前ではなく、支援する人がいるから支援できるわけであり、ぜひ大臣から、モチベーションの上がるような労いの言葉をかけていただきたい。**

（加藤 勝信 厚生労働大臣）

○ 今までいろいろと山本議員からもお話のあった、生活困窮者自立支援制度をまさに支えていただいている、そして今は、緊急小口資金は社会福祉協議会を中心に、また、住居確保給付金は自立相談支援機関が、NPO等の方々もそれを担っている。一方で、これらはお金の出し入れであるが、本来はさまざまな悩みや相談を受けて、それに応えていく仕事を並行してやっていただいている。まさに、今こうした状況の中で、貸付や給付の迅速な処理が求められる。一方で、逆にこういう状況であるから、さまざまな困難な事案を抱えた、今お話のあった本人にとって重い相談も出てきている。そうした相談にも対応したい。しかし一方で、事務処理をしなければならない。さらに、対面等であれば、感染するリスクもある。そういう中で、連休中も、私どもの方からぜひ窓口を開けていただきたいと無理なお願いも重ねている。できる限りの人的な補助するための支援等をしっかりさせていただきたいと思っている。まさにそういう皆さんがおられるから、さまざま悩みを抱えながらも、こういう支援を受けられるのであれば頑張っていこうとする方が一人ひとりと生まれてきているわけである。**あらためて、そうした皆さんの努力に、また、自分の生活を差し置いても、そうした仕事に取り組んでいただいていることに、厚生労働大臣としても心から感謝を申しあげながら、そうした皆さん方がより仕事がしやすい環境を作りたいと思う。**

参議院 インターネット審議中継（2020年5月14日 厚生労働委員会）

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/detail.php?sid=5788>

※ 該当発言箇所は「2時間 49分 42秒」頃から。

制度・施策等の動向

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」の衆議院厚生労働委員会で可決、9項目の附帯決議（令和2年5月22日）

令和2年5月22日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」の衆議院厚生労働委員会でも可決し、9項目の附帯決議が付されました。

この法案は、厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめで提案された、「①断らない相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の3つの支援を市町村が一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の創設が盛り込まれています（施行日：令和3年4月1日）。

附帯決議には、重層的支援体制整備事業の未実施市町村に対する援助や重層的支援体制整備事業の予算確保等の項目が付されています。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案

- 一 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決に資する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を実施する重層的支援体制整備事業を創設すること。
- 二 国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制の整備その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとする。
- 四 市町村が地域支援事業を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
- 五 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等に関する事項、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項並びに有料老人ホーム等の入居定員総数について定めるよう努めるものとするほか、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとする。
- 六 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、介護保険等関連情報を提供するように求めることができるものとする。
- 七 社会保険診療報酬支払基金等は、医療保険被保険者番号等を利用し、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報を提供することができるものとする。
- 八 平成29年度から令和8年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から五年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。
- 九 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設すること。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

**地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(衆議院厚生労働委員会／令和2年5月22日)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。

二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。

三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

四 介護保険法第五条第一項に規定する介護サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるに当たっては、介護人材の確保及び資質の向上の重要性に十分に留意すること。

五 介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の賃金等の状況を把握するとともに、賃金、雇用管理及び勤務環境の改善等の介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の確保及び資質の向上のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。

九 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在として円滑に事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく周知すること。

厚生労働省 第201回国会(令和2年常会)提出法律案

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(令和2年3月6日提出)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html>

衆議院 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)概要

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Horitsu/kourouBA9ADBED0E01DBA2492585670037EB10.htm

衆議院 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou92F4AD19ABE878CD492585700023A033.htm

厚生労働省「成年後見制度利用促進ニュースレター第23号(令和2年5月18日発行)」

令和2年5月18日、厚生労働省は、成年後見制度利用促進についての最新の動向や各自治体の取り組み状況、Q&A等を解説した「成年後見制度利用促進ニュースレター第23号」を発行しました。

今回のニュースレターでは、①新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた成年後見制度利用促進等に関する事務連絡、②成年後見制度利用促進関係の国庫補助、③成年後見制度利用促進担当部局の着任者向けのQ&A、④成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等を紹介しています。

成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について

(厚生労働省「成年後見制度利用促進ニュースレター第23号(令和2年5月18日発行)」)

1. 申請・受給対象者本人(以下単に「本人」)が成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」)である場合に、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人(以下「成年後見人等」)が本人の代理人として申請することは可能ですか?

可能です。(「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡/令和2年4月27日を参照)

2. 成年後見人等が本人の代理人として申請する場合に、委任状の提出は必要ですか?

それぞれ次の書類を提出する場合には、委任状の提出は不要です。

① 成年後見人の場合:成年後見登記制度に基づく登記事項証明書(の写し)

② 保佐人又は補助人の場合:成年後見登記制度に基づく登記事項証明書(の写し)及び公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録(の写し)

(「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡/令和2年5月2日を参照)

3. 本人が成年被後見人等である場合に、申請書の送付先を成年後見人等にしてもらうことは可能ですか?

市区町村の判断によって、可能です。本人の住民票がある市区町村の窓口に相談してください。(「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡/令和2年5月2日を参照)

4. 本人は成年被後見人等ではありませんが、周囲の支援者が本人の代理人として申請することは可能ですか?

代理申請・受給ができる者の範囲としては、成年後見人等の法定代理人のほか、「令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者」「親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村が特に認める者」が示されています。

例えば、本人が単身世帯で寝たきりの者や認知症の者などの場合には、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の周りの世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能と考えられています。また、その際、市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類の提示・写しの添付を求めるなどして、当該代理が本人のためになされるものであることを確認することとされています。(「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡/令和2年4月27日を参照)

5. 親族からの暴力等を理由に避難している者、虐待を受けている高齢者・障害者については、給付金を受け取れないのでしょうか？

要件に該当していれば、受け取ることができます。福祉事務所又は地方公共団体における担当部署等に相談してください。避難している場合は、避難先の市区町村の窓口にご相談ください。（「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡／令和2年5月1日、「施設入所等児童等、措置入所等障害者・高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理に関する自治体向けQ&Aについて」総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡／令和2年5月15日を参照）

厚生労働省 成年後見制度利用促進ニュースレター第23号（令和2年5月18日発行）

<https://www.mhlw.go.jp/content/newsletter-23-2020.05.18.pdf>

なお、成年後見制度利用促進に関して、全社協地域福祉推進委員会では、平成30年3月に「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」を示し、社協のこれまでの取り組みを活かしながら、地域連携ネットワークにおける中核機関の受託をはじめ、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的にすすめていくよう提言しています。

一人ひとりの尊厳を守り、各人の意思決定を支援し、地域での暮らしを支援することは、地域共生社会の基盤となるものであり、社協としては、中核機関の受託の有無に関わらず、地域の権利擁護支援体制の整備に取り組むことが求められます。

各市区町村社協、指定都市社協においては、基本的な方策に示された内容を踏まえ、各地域の実情に合わせて着実な実行をお願いします。

「ノーマ社協情報」では、社協における中核機関の取り組み等の事例を紹介しており、本年度も各地の実践事例の収集、情報発信を進めていきます。

【参考】成年後見制度利用促進に向けた実践事例（NORMA No.328（2019年7月号））

- 実践事例①「日常生活自立支援事業や地域あんしん生活保証事業等を含めた権利擁護支援体制の整備」
青森県・鯉ヶ沢町社会福祉協議会
- 実践事例②「三市一町での安房地域権利擁護推進センター設置」
千葉県・鴨川市社会福祉協議会
- 実践事例③「総合的な権利擁護体制の構築に向けた京都府社協による広域支援」
京都府社会福祉協議会



NORMA No.328(2019年7月号)

情報提供・ご案内

中央共同募金会「フードバンク活動等応援助成」公募のご案内（締切：5月31日）

新型コロナウイルス感染下において、経済的に困窮する子どもを含め様々な人々へ必要な食料を届け、生活を支える取り組みを行うフードバンクなどの活動を、資金面から応援するため、中央共同募金会では、赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン「フードバンク活動等応援助成」の公募を実施しています。

◆ フードバンク活動等応援助成の概要

【助成金額・規模】

- 1 団体あたりの助成上限は100万円
- ※ただし、1台あたり100万円以上の大型資機材を整備する場合は300万円まで助成可（要件あり）
- 第1回助成総額は5,000万円を予定
- 寄付の状況によっては、第2回目以降の助成公募を行う可能性があります。

【助成対象団体】

- 新型コロナウイルス感染下において、経済的に困窮する子ども・家族・人々や、そうした人々を支援する福祉施設・団体・機関等へ必要な食料を届け、生活を支える取り組みを行う、フードバンクやフードパントリーなどの活動を展開する団体。複数の団体が連携・協働して実施する活動も対象。
- 法人格の有無は問わないが、1年以上の活動実績があり、所定の書類提出を要件とする。

【応募締切】

2020年5月31日（日）必着

中央共同募金会 フードバンク活動等応援助成の公募について

<https://www.akaihane.or.jp/news/12304/>

公益財団法人さわやか福祉財団「地域助け合い基金」のご案内

さわやか福祉財団では、各地で住民が働きかけている助け合いの灯を絶やさぬよう、「地域助け合い基金 コロナ禍を乗り越えて共生社会へ」をスタートしました。

この基金は、助け合いの現場におけるコロナ禍被害への支援及びその後の共生社会の実現に向けた活動助成を行うものです。

◆ 「地域助け合い基金」の概要

【助成の期間等】

2020年5月18日から常時実施。寄付は時期を問わず、配分は随時行う。

【助成の対象団体（グループを含む）】

非営利の組織であること。法人格の有無は問わない。

【選考基準】

住民相互の助け合い活動を推進することにより、地域共生社会に資する活動であること等選考のポイントをもとに当財団の選考委員会で決定。

【助成の対象活動と配分額等】

地域で暮らす人同士の助け合い活動（つながりづくりを目的とした居場所・通いの場を含む）を対象。

○ コロナ禍対応助成（当分の間、優先配分）

- ・ コロナ禍により被った助け合い活動の被害額の支援（活動関係者が自ら補填する額）：上限の目安 20万円
- ・ コロナ禍により生じた生活上の不便・不安を解消するための助け合い活動 上限 10万円

○ 共生社会推進助成

・ 地域の助け合いを維持・発展する活動（新たに団体を設立する場合、または新たに活動を広げる場合等）：上限 15万円

【問合せ先】

公益財団法人さわやか福祉財団

「地域助け合い基金」活用ご相談の専用電話 TEL:080-9277-4174

（平日 午前9時30分～午後5時30分）

公益財団法人さわやか福祉財団 「地域助け合い基金」を立ち上げました！ ご寄付のお願いと助成のご案内
<https://www.sawayakazaidan.or.jp/news/donate/>

月刊福祉(2020年6月号 特集:ボランティアの潮流)のご案内

▼特集▼ボランティアの潮流

誰もがボランティア活動に参加していく社会づくりをめざし、施策としてのボランティア活動が動き始めた1990年代から30年が経とうとしている。この間、日本は少子高齢化や社会的孤立、生活スタイルの変化等による地域の多様化もすすみ、また、多くの災害を経験するなどボランティアを巡る環境は大きく変化している。

本特集では、ボランティアを巡る節目となる事柄を振り返りつつ、そのあり方を問い直し、ボランティアの今後の方向性を考察する。

【てい談】社会の変化でボランティアは変わったのか

早瀬 昇(大阪ボランティア協会 理事長/日本NPOセンター 理事)

和田 敏明(ルーテル学院大学 名誉教授)

上野谷 加代子(同志社大学 名誉教授/「広がれボランティアの輪」連絡会議 会長)

【レポートI】これからのボランティアセンターの役割

福澤 信輔(長野県社会福祉協議会まちづくりボランティアセンター 主任)

【レポートII】災害ボランティアと災害ボランティアセンターの役割

水野 孝昭(倉敷市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター)

【論文】「SDGs時代」のボランティアへの期待

新田 英理子(SDGs市民社会ネットワーク 理事・事務局長)

【座談会】これからの時代におけるボランティア

青山 織衣(大阪ボランティア協会 ボランティアコーディネーター/コミュニティワーカー)

西川 正(ハンズオン!埼玉 常務理事)

浦田 愛(文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係地域連携ステーション「フミコム」係長)

原田 正樹(日本福祉大学 副学長/本誌編集委員)

▼人と人をつなぐ実践I ▼総合相談と支援ネットワークで子育て世帯を支える

新潟市社会福祉協議会 子育てなんでも相談センターきらきら

▼災害から学ぶ災害に備える▼第2回「災害ボランティア」活動

菊池 亮(釜石市社会福祉協議会 地域福祉課長)



福祉の本 出版目録 月刊福祉(2020年6月号)

https://www.fukushinohon.gr.jp/esp.cgi?_file=book3162&_page=_index&_page2=contents&_page3=detailbook&_sys_id=3162&_class=120101&_category=03359